

令和4年度 第1回小牧市児童館運営委員会 会議録

日時	令和4年5月18日水曜日 10時00分から10時35分
場所	まなび創造館 多目的室1・2
参加者	運営委員：植松浩二郎、中野江美子、小島恵子、長谷川留美子、水野圭一、花山佳世、沖本喜久江（敬称略） 事務局：こども未来部部長、こども未来部次長、指導保育士、多世代交流プラザ所長、事業推進係長、主査、こども未来館副館長、味岡児童館長、篠岡児童館長、小牧児童館長、小牧南児童館長、北里児童館長、西部児童館長、大城児童館長
司会	本日はお忙しいところ、会議にご出席いただきましてありがとうございます。 ただいまから、令和4年度第1回小牧市児童館運営委員会を開催します。 はじめに、会議の定足数に関して報告します。資料2「小牧市児童館の管理に関する規則」をご覧ください。第14条第2項で過半数5名の出席が必要とされていますが、本日は7名の委員が出席しており、会議は成立しています。 また、この会議は公開となっておりますが、ただいまのところ傍聴者はありません。 それでは、こども未来部長より、あいさつを申し上げます。
こども未来部長	皆様、こんにちは。 本日はご多忙の中、第1回小牧市児童館運営委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本市の教育・福祉行政の推進に日頃より格別のご支援・ご協力をいただき、改めて厚くお礼を申し上げます。 さて、こまきこども未来館も3月に1周年を迎え、連日市外からも多くの方にご来館いただき、大変好評いただいております。また、子育て世代包括支援センターと連携し、保護者の子育て支援から中高生までの健全育成の場として、切れ目のない支援を実施しております。 また、市内7か所の児童館につきましても、地域の乳幼児親子や子どもたちが安心して楽しく過ごせ、時には心の支えとなる「地域における身近な存在」となっております。このような中、指定管理業務の確実な遂行と利用者サービスの向上につなげるべく、本日の会議では、議題として、児童館指定管理者のモニタリングの手法についてご議論いただきたいと思いますと考えております。また、報告事項として、大城児童館において、新たな取り組みとして予定しております「一時預かり事業」について、その意義等を含め報告させていただくこととしております。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただき、事業に反映させていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
司会	それでは、議事に入ります前に、本日初めて出席される方もお見えですので、自己紹介をお願いしたいと思います。資料1の「委員名簿」をご覧ください、委員長から順にお願いします。 (委員自己紹介)
司会	それでは、議題に入ります。ここからの進行につきましては、規則第13条第2項で「委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。」ことが規定されていますので、委員長より申し上げます。
委員長	それでは、議題に入ります。「児童館指定管理者モニタリングシート（案）」について、事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは「児童館指定管理者モニタリングシート（案）」についてご説明させていただきます。 児童館指定管理者のモニタリングとは、所管課である多世代交流プラザが、こまきこども未来館を除く市内7児童館の指定管理者に対し、管理運営が適切かつ確実に行われているかを調査するものです。 資料3-1をご覧ください。 こちらがこれまでのモニタリングに使用している「業務の履行状況確認表」になります。現在は、所管課が行う現地調査や、利用者アンケート、指定管理者からの報告書類をもとに改善指導や評価を行っており、その結果をホームページ等で公開しておりますが、確認表のとおりに「適当か否か」を所管課が判断するものになっております。しかしながら、定期監査において「実効性のあるものに改善していくべき」との指摘があり、改善を求められております。そこで、市が指定管理者に対して求める事項が不履行となっていないかを所管課が見極めた上で、より良い管理運営が実施されるよう、委員の皆様にも別の視点からのご指導やご助言をいただく体制を築きたいと考えております。 具体的には、資料3-2をご覧ください。 表紙となる1ページ目ではありますが、モニタリング対象として児童館名や指定管理者名等を記載するとともに、各児童館の前年度の取り組みに対する判定を総合評価欄に記載します。総合評価欄に記載する判定の考え方につきましては、後程説明をさせていただきます。 次に、2ページ以降、4ページの上段までの、「2 評価結果の内容」であります。ここでは、評価の項目、視点を示しており、所管課評価につきましては、私ども職員が各児童館を訪問し、現地で実際に施設の状況や書類の確認、聞き取りなどを行い、その結果を評価として記載します。また、特記事項として、特筆すべき良い取り組みや明らかに改善を必要とする事項などを併せて記載し、所管課評価及び特記事項を踏まえ（1）運営業務、（2）維持管理業務、（3）サービスの質の区分ごとに評価を行い、その区分評価にいたった経緯等を記載します。次に、4ページの下段、区分評価に対する運営委員会コメントではありますが、この欄につきましては、所管課が行った評価内容を、運営委員会にて説明させていただきますので、その内容及び運営委員会ので、直接各児童館に対し、聞き取りをしていただいた上で頂いたご意見等を記載させていただくこととなります。 次に、5ページをお願いします。「3 評価の基準」についてです。 ①項目評価であります。この評価につきましては、所管課評価に適用するものであり、4～1の4段階で項目ごとに評価していきます。調査時に改善すべき項目が見られた場合は、即座に指導をするとともに改善策を提案させます。次に、②区分評価であります。先ほどの項目ごとの評価を基にし、（1）～（3）の区分ごとに平均値を算出しA～Cの3段階で評価します。この際に、項目に一つでも「1」がある場合は、平均点が何点でも「C」評価とします。 なお、児童館から出された改善策等については、特記事項欄に記載し、所管課の1次評価として児童館運営委員会で委員の皆様にも報告させていただきます。次に、③総合評価であります。先ほども少し説明をさせていただきましたが、1次評価の報告と児童館からの活動報告資料をもとに、必要であれば児童館に質問し、ご指導・ご助言いただきつつ、運営委員会で、総合評価の基準に従い、A～Cの3段階評価をしていただき、1ページの総合評価欄に評価の結果を記載させていただくこととしております。なお、このモニタリングシートにつきましては、市ホームページにて公表をします。 以上が、今後のモニタリングの考え方になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
-----	--

委員長	ただ今、児童館指定管理者モニタリングシート（案）について説明がありました。これについて、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
副委員長	新たなシートによるモニタリングはすでに実施しているのでしょうか。これから実施する予定なののでしょうか。
事務局	今回提案のモニタリングシートは今年度から導入したいと考えています。これまでのモニタリングは資料3-1の様式を使用しており、「適当か否か」を判断するのみでしたので、もう少し具体的に、児童館の運営の中で、目的としている管理ができているのか、出来ていないのであれば改善策を明確に示せるような評価の仕方に変えていくべきだという指摘を監査から受けました。今年度からは、私共が現場確認やヒアリングにより一時評価した結果を運営委員会に提示し、いわゆる二次評価として、皆様に外部評価していただき、総合評価としていきたいと考えています。ただし、この評価は、児童館同士を相対評価するものではなく、絶対評価する中で、運営で至らない点があればすぐに改善できるようにしていくという趣旨で導入するものであります。
委員長	今の事務局説明が、監査からの「実効性がない」という指摘の具体的な説明だと理解していいですか。
事務局	はい。
委員長	教育委員会の事務事業評価は法に定められていますが、児童館のモニタリングについては、法に定められたものではなく、あくまでも自主的に実施するものと考えてよろしいですか。
事務局	モニタリングについては、平成26年7月に示された指定管理者制度に関する指針の中で定められており、これまではその指針に定められた様式に基づき実施してきました。しかし、先ほど説明したとおり、監査からの指摘もあったため、今年度から新たなシートにより実施していきたいと考えていますが、基本的にはこの指針に基づいて実施するものです。
委員長	モニタリングシートについては、管理について細かく項目があるが、児童館では、それぞれが特徴のある独自の取り組みをしていると思うので、そうした取り組みを評価に反映する項目があるといいのでは。指針の趣旨に反するのであれば別だが、マイナスを探すのではなく、頑張っているところを評価するものであるといいと思います。
事務局	児童館独自の取組みなどについては、「サービスの質」の項目の中で、特筆すべき事項があれば、特記事項に記載し評価していければと考えています。
委員長	他にご意見ご質問はよろしいでしょうか。 ご意見・ご質問がないようですので、続きまして、報告事項の「大城児童館の一時預かり事業」に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局	一時預かりにつきましては、現在、子育て世代包括支援センターにおいて実施しておりますが、一部の利用者から、「センターまでの往復に時間がかかることから、利用をためらう」との意見を頂いております。特に桃花台地区の利用者から、児童館で一時預かりができないかという相談がありましたことから、特定非営利活動法人10人村より、昨年度、大城児童館の指定管理者選定プロポーザルにおいて、一時預かりの実施について提案がありました。こうした中で、現在国会で審議中の児童福祉法の一部改正案において、「一時預かり事業の定義規定を見直し、子育て負担の軽減目的の利用が当該事業に含まれることを明確化することなどにより、一層の利用促進を進めていく」ことが明記されましたことから、本市としましても児童館における一時預かり事業の実施に向け、今後、児童館の設置及び管理に関する条例や規則の改正など準備を進めていくことを検討しております。 子育て世代包括支援センターの一時預かり事業を、地域の児童館において補完していくことは、子育て負担の軽減目的の利用がしやすい環境整備に寄与するもので、現段階で国が示している児童福祉法の一部改正案における一時預かり事業の利用促進への考え方に合致するものであり、新たな児童館の取り組みとして意義のある事業になるものと考えております。また、東部地区にある大城児童館において実施していくことは、先ほど説明させていただきました、遠方により利用をためらう方への利用促進につながるものと考えられます。なお、大城児童館で実施する一時預かり事業につきましては、子育て世代包括支援センターの一時預かり事業を準用する形で実施していただく考えであります。土日祝日の利用に関しましては、児童館の利用者が多く、場所や人の確保が困難なことから、平日のみの利用としております。実施時期につきましては、小牧市児童館の設置及び管理に関する条例の改正が必要となりますので、早ければ6月開催の市議会に議案を上程し、ご議決がいただければ9月から実施していきたいと考えております。
委員長	ただ今、「大城児童館の一時預かり事業」について説明がありました。これについて何かご意見・ご質問はありませんか。
副委員長	生後6か月を経過した就学前児童とあるが、保育園の一時保育の場合は、冠婚葬祭や病気の場合など細かい規定があった。そういう規定はなく、ただ親が預かってほしいということでも受け入れるということですか。
事務局	子育て世代包括支援センターで実施している一時預かり事業も、保育園の一時保育とは異なり、育児に疲れたお母さんの利用など、細かい規定のない、もっと使いやすい形で預かっている。そうした事業を増やしていきたいという考えの中で、大城児童館から提案があったため、実施に向けて進めております。
副委員長	子どもの状態は確認するんですよね。
事務局	はい。発熱など具合が悪い場合はお断りすることもあります。基本的にそうでなければ受け入れる。
委員	大城児童館で実施するということが、他の児童館でも実施していくということですか。
事務局	現状、まずは大城児童館のみで実施していきます。一時預かり事業の実施には、専用の部屋の準備が必要になりますが、児童館の規模や人員確保などの課題もあり、すべての児童館で実施していくのは難しいと考えています。ただ、今後児童館の指定管理者選定のプロポーザルにおいて、事業者から提案があれば積極的に対応していきたいと考えています。

副委員長	大城児童館は、今説明のあった課題をクリアしているということで良かったですか。
事務局	大城児童館は、大型児童館に分類され、専用の部屋も確保できるということで一時預かり事業の提案を受けています。市としましては、提案内容に基づいて実施に向けて進めております。
委員	児童の定員が3名となっていますが、こういった基準で算定しているのですか。
事務局	これまで通り児童館の運営もしつつ、新たに一時預かり事業を実施していくとなると、人の配置も難しい中で、大城児童館として、対応できる人数が3名ということです。
委員	申込者が多い場合は抽選になるんですか。
事務局	基本的には申込み順となると思います。ただし、一度に預かる人数の定員は3名ですが、一日4時間を限度としていますので、預かる時間を調整させてもらえれば、ある程度の対応は可能かと思います。
副委員長	実際にやってみないとわからないと思いますので、またこの場で、課題や現状について聞かせてもらえればと思います。
委員長	現状の子育て世代包括支援センターの一時預かり事業の実績はどのくらいですか。
事務局	コロナ禍でご利用になる方が少なかったが、前年度実績で、年間延べ800名程度です。
委員長	申込みはどのように行うのですか。前もって児童館に申込書を取りに行く形になるんですか。
事務局	お子さんの状態を伺う面談を行いために、基本的には事前に申込書の提出をしていただくことになるかと思いますが、面談日を電話予約していただいて、申込書は当日記入でも問題ないと思います。
委員長	大城児童館からの提案ということですが、東部地区の市民サービスの向上には多大な恩恵となるかと思いますが、すばらしい取り組みだと思います。 それでは、ご意見・ご質問もないようですので、本会に提出されました議事につきましては、すべて終了いたしました。進行を司会にお返しします。
司会	本日はお忙しい中、本会にご出席いただき、誠にありがとうございました。なお、この回をもって、令和2年度7月より2年間委員を務めていただきました委員の皆様は任期終了となります。これまで誠にありがとうございました。 それでは、これで第1回児童館運営委員会を終了いたします。皆様お気をつけてお帰りください。